

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年12月10日（令和2年（行個）諮問第202号）

答申日：令和4年1月6日（令和3年度（行個）答申第112号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私がダイオキシン類作業教育の特別教育を受講したとして特定事業場が証明した事が不正であるとして令和2年特定月Aか特定月Bに特定監督署に相談、申告した記録一切」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年8月26日付け兵労個開第137号により兵庫労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

裁判することによって、個人情報の黒塗りを明らかにしたいため。私は100%被害者です。訴えるためです。令和2年特定月Aか特定月Bに相談した、特定事業場のダイオキシン教育に関する不正の申出の記録一切の全部開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による訂正は、文書5②の不開示情報該当性として法14条2号を追加するものであり、下線部で示す。）。

(1) 審査請求人は、令和2年8月5日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年9月3日付け（同月7日受付）で本件審

査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報について、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 保有個人情報該当性について

本件文書は、具体的には、別表2及び同表注2に掲げる文書1ないし文書6の各文書である。

なお、本件審査請求を受け、諮問庁において本件文書の確認を行ったところ、別表1の1欄に掲げる以下の情報については、審査請求人の個人に関する情報ではなく、以下の理由により、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

ア 文書5①及び②

文書5は、労働基準監督官（以下「監督官」という。）が事務処理のために作成又は取得した文書であるが、そのうち文書5①及び②には、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 文書6①

文書6は、申告処理に当たって特定事業場から特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）に提出された文書であるが、そのうち文書6①には、審査請求人個人を識別することができることとなる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(2) 不開示情報該当性について（別表2の2欄に掲げる部分）

ア 相談票（文書1）

労働相談票は、監督署において労働関係の相談を受けた際にその内容を記録するために作成される文書である。

文書1①には、労働関係の相談を受けた後、相談の対象となった事業場に対する監督署の対処方針に関する情報が含まれている。当該部分は、これを開示すると、当該事業場を監督指導の対象にするか否か等が明らかとなり、対象とする旨記載されていた場合は、監督指導における事実の隠ぺい等を惹起しかねない。また、仮に対象としない旨記載されていたとしても、このような情報では監督指導の対象になり得ないとして、当該事業場及び類似の状況にある事業場の労働基準関係法令に対する遵法意識を低下させ、法違反を助長し、監督官の行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の性格を持つ当該事務の適

正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 申告処理台帳及び続紙（文書2）

労働基準関係法令では、労働者は、事業場に同法令違反がある場合、監督官に申告することができることとされている。監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し、臨検監督等の方法により当該関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導する。申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に、受理年月日、処理着手年月日、完結年月日、完結区分、申告処理台帳番号、受付者、担当者、被申告者の事業の名称、所在地、事業の種類及び代表者、申告者の氏名、住所及び事業場内の地位、申告事項、申告の経緯、申告事項の違反の有無、倒産による賃金未払の場合の認定申請期限、違反条文、移送の場合の受理監督署及び処理監督署、処理経過直接連絡の諾否、付表添付の有無、労働組合の有無、労働者数、申告の内容等の記載欄がある。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、処理年月日、処理方法、処理経過、措置、担当者印、副署長・主任（課長）印、署長判決等の記載欄がある。

(ア) 文書2①

当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記載されている。当該情報は、法14条2号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書2①

当該部分には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されている。当該部分は、これを開示すると、当該事業場の内部情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等においてその権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

当該部分には、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された法人に関する情報であって、通例として開示しないこととされているものが含まれている。これらは、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分は、これを開示すると、申告処理における調査の手法が明らかになり、監督官の行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、違法行為の発見が困難になるなど、監

督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 監督復命書（文書4）

監督復命書は、監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。当該文書は、一般的には、監督復命書の標題が付され、完結区分、監督種別、整理番号、事業場キー、監督年月日、労働保険番号、業種、労働者数、家内労働委託業務、監督重点対象区分、特別監督対象区分、外国人労働者区分、企業名公表関係、事業の名称、事業場の名称、事業場の所在地、代表者職氏名、店社、労働組合、監督官氏名印、週所定労働時間、最も賃金の低い者の額、署長判決、副署長決裁、主任（課長）決裁、参考事項・意見、No.、違反法条項・指導事項・違反態様等、是正期日・改善期日（命令の期日を含む）、確認までの間、備考1、備考2、面接者職氏名及び別添等の記載欄がある。

(ア) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部以外の部分

a 文書4②

当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記載されている。当該情報は、法14条2号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

b 文書4①

当該部分には、監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらは、法人における労務管理の実情や労務管理上の不備があるとして受けた指導に関する情報であり、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

当該部分には、特定事業場が特定監督署との信頼関係を前提として、監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとして事業場と監督官との信頼関係が失われ、今後監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらには法違反の隠えいを行うなど、監督官が行う監督指導に係る事務の適正な遂行に支

障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部

文書4③には、監督指導を実施した後の是正確認の方法について、所属長による判決及びこれに関する担当官の意見が記載されている。

「署長判決」欄において、所属長は、監督復命書に記載された各種情報及び「参考事項・意見」欄に記載された担当官の意見も踏まえ、「完結」、「要再監」、「要確認」、「要是正報告」及び「要改善報告」の5つの区分から事案の処理方針を決定する。「完結」とは、監督指導を実施した事業場において、労働基準関係法令違反やその他の問題点がないため行政指導の必要がなく処理終了とする場合、又は非常に重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため行政指導にはなじまず、刑事手続に移行する場合に行う判決、「要再監」とは、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場に対して再び監督指導を実施することによって確実に行うべきとする判決、「要確認」とは、「要再監」には至らないものの悪質な法違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場から客観的な資料の提出を求め、それによって確実な確認を行うべきとする判決、「要是正報告」とは、「要再監」又は「要確認」以外の法違反が認められるため、当該事業場からの是正の報告をもって処理終了とすべきとする判決、「要改善報告」とは、労働基準関係法令違反ではないものの、労働環境の改善に向けた指導すべき事項が認められるため、当該事業場からの改善の報告をもって処理終了とすべきとする判決である。

当該部分は、これを開示すると、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等においてその権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分は、これを開示すると、行政内部の意思決定の経過等が明らかとなり、行政が自由率直な意見の記載や検討を控えるなどの影響を受け、これらを通じて形成されるべき行政としての公正で中立な意思決定が妨げられることから、監督官が行う監督指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 担当官が作成又は取得した文書（文書5）

文書5には、担当官が申告処理のために作成又は取得した文書が含まれている。

(ア) 文書5②

当該部分は、上記(1)アのとおり、保有個人情報に該当しないが、仮に該当するとしても、審査請求人以外の個人に関する情報が含まれていることに加え、当該事業場に対する監督指導に関する情報及び各法令違反に対しての開示請求時点における是正状況が記載されていることから、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条2号及び3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書5③

当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。当該部分は、法14条2号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 文書5④

当該部分には、監督官が特定事業場に対して行った是正勧告に関する情報が記載されている。本件においては、是正期日欄の年月日を不開示としているが、例えば、文書2①の完結欄の年月日よりも当該是正期日欄の年月日の方が早い場合、事業場が是正勧告書によって求められた期日を守らなかった事業場であるとの印象を与える可能性がある。一方、遅い場合はそのような印象を与えるとは考え難いものの、早い場合は不開示とし、遅い場合は開示となれば、不開示であれば必ず早い場合となり、実質的には開示した場合と同様の効果となり、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、いずれの場合であっても不開示情報として取り扱う必要があり、法14条3号ロ、5号及び7号イに該当する(この段、原文ママ)。

さらに、本件は、審査請求人が自らに関する法違反の是正を求めて監督署に申告した事案であり、監督官は、必要な範囲の限りで、審査請求人に対して当該事業場で認められた法違反について説明を行っている。しかし、上記の理由から現に説明を行っていない事項については、審査請求人が知り得る情報とは認められない。

オ 特定事業場から特定監督署へ提出された文書(文書6)

文書6は、申告処理に当たって特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書である。

(ア) 文書6①

当該部分は、上記（１）イのとおり、保有個人情報に該当しないが、仮に該当するとしても、事業場に対する監督指導に関する情報が記載されていることから、これを開示すると、当該事業場の内部情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等においてその権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法１４条３号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

（イ）文書６②

当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記載されている。当該情報は、法１４条２号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

また、当該部分には、特定事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、これを開示すると、当該事業場の内部情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等においてその権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法１４条３号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

当該部分は、法人等が保管している労務管理資料であり、法人等に関する情報に該当することから、法１４条３号イ該当性についても検討する必要がある。当該部分は、労働基準関係法令違反に該当するか否かを確認する目的のため、行政機関の要請を受けて任意に提出されたものであり、その中には労働者の個人情報、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報も含まれていることから、包括的にその全てについて開示しないとする明示又は黙示の意思がある条件下において提出され、行政機関においても当該条件を了承しているものと考えられる。また、法人等が保管している労務管理資料を退職した労働者に対して開示することについて法令上の規定はなく、我が国の労働慣行として行われているとは言い難いことから、通例として開示していないこととされているものに該当する。同時に、退職労働者から同人が以前法人等に対して提出した書類等の開示を求められた場合には、その理由等に応じて諾否の判断をすることに合理性がある。審査請求人は、審査請求書において、当該法人に対する訴訟提起のために請求を行っていることが確認でき、仮に法人等に対して開示を求めた場合には拒否されるであろうことが十分想定されるところ、黙示であっても開示しないことを前提として行政機関に提出した資料であるにもかかわらず、法に基づく開示請求が行われた場合には行政機関から開示されるとなると、法人等としては理不尽さを感じる結果となる。こ

のため、当該部分については、開示しないとする判断が合理的であり、当該部分は、同号口に該当する（この段、原文ママ）。

なお、民事訴訟手続においては、文書送付の嘱託等の手続が定められており、裁判所から行政機関に対して嘱託等が行われた場合には、実務上、行政機関から法人等に対して開示の可否について照会し、同意が得られた範囲で開示するとの対応を行っている。

また、当該部分について、もし行政機関が法に基づく開示請求を受けて、一方的に非公開約束を破って開示すれば、契約違反、信義則違反で損害賠償を請求されたり、将来、監督官の要請に対して協力が得られず必要な情報が入手できなくなるおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

特に法14条5号該当性については、犯罪の予防等に関する情報は一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、ここでいう行政機関の長の判断は、その判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くことにより、同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかなものでない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないものと解すべきである（最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決（民集32巻7号1223頁））。本件においても、労働基準関係機関における犯罪の予防活動を行うに当たり、資料の開示を恐れた法人等がその提出に応じなくなる危険性が生じることが想定されることから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえない。

（3）新たに開示する部分について

原処分における不開示部分のうち、文書1②、2②、4④及び5⑤については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

（4）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、上記第2の2のとおり主張しているが、上記（2）のとおり、法に基づく開示請求に対しては、保有個人情報ごとに法14条各号に基づき開示・不開示を適切に判断しているものであり、審査請求人の主張は上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分のうち上記3（3）に掲げる部分を新たに開示することとし、その余の部分

は、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 令和2年12月10日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月24日 | 審議 |
| ④ | 令和3年9月21日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年12月2日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表1の2欄に掲げる文書について、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

そこで、以下、当該部分が、その内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

(1) 通番A

当該部分は、是正勧告書の控えの「是正確認」欄の表頭部分を除く部分である。

当該部分は、是正確認のための確認方式欄及び押印欄で構成され、労働基準監督機関の事務処理上必要な情報であって、審査請求人本人を識別することができることとなる情報を含むものとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

(2) 通番B及び通番C

当該部分のうち通番Bは、特定監督署から特定事業場に対して交付された指導票の控えであり、通番Cは、特定事業場から特定監督署に対し

て提出された是正報告書である。

当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別できる情報は記載されていないものの、当該文書の作成又は取得の目的等を考慮すると、当該文書は、審査請求人からの申告を受けて監督を行い、その結果として特定事業場に交付された文書及び同事業場から提出された各文書の控えであることから、記載された情報は、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表2の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1

当該部分は、相談票の「処理状況・意見」欄及び「処理結果」欄の記載の一部である。当該部分は、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり開示することとしている情報と同様の内容であるか、又はそれらから容易に推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2

(ア) 通番2(1)

当該部分は、申告処理台帳（同続紙を含む。以下同じ。）の「処理経過」欄及び「処理方法」欄の記載の一部である。当該部分は、特定監督署監督官による特定事業場への架電による臨検の日程調整等及び臨検に伴う事務的な記載であり、審査請求人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められず、さらに、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 通番2(2)

当該部分は、申告処理台帳の「完結区分」、「備考」及び「処理経過」の各欄の記載の一部である。当該部分には、審査請求人の既往の職歴（特別教育の受講状況を含む。）、特定事業場における特定の特別教育の受講状況及び関連職務への従事状況、雇入れ時健康診断の受診時のトラブル、その後の出勤状況等が記載されている。

当該部分は、審査請求人自身の職歴及び特定事業場における勤務等の状況であり、健康診断実施機関の名称を含め、同人が知り得る情報であると認められる。

当該部分のうち特定事業場代表者の氏名並びに同人及び担当監督官を示す記載は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、諮問庁が諮問に当たり開示することとしている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。その余の部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれているとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記(ア)と同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番3

当該部分は、特定監督署の担当官が作成した監督復命書の「参考事項・意見」欄の記載の一部である。

当該部分は、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり開示することとしている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イ(ア)と同様の理由により、法14条3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番4及び通番7

当該部分は、監督復命書の「面接者職氏名」欄に記載された特定事業場関係者の職氏名及び是正勧告書の控えの「受領者職氏名」欄に記

載された是正勧告書の正本の受領者の職名部分である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、諮問庁が諮問に当たり開示することとしている部分において臨検監督の際の面接者及び是正勧告書の交付を受けた者の職氏名が明らかであり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

オ 通番5

当該部分は、監督復命書の「署長判決」欄のうち日付部分である。当該部分は、原処分において開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番6

当該部分は、特定監督署から特定事業場に対して交付された指導票の控えの記載の一部である。当該部分のうち（ア）指導票の宛先である特定事業場の代表者及び発信元である特定監督署監督官の職氏名並びに（イ）「受領者職氏名」欄の記載のうち特定事業場の職員の職名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、（ア）は原処分において開示されている情報であり、（イ）は諮問庁が諮問に当たり開示することとしている部分において指導票の交付を受けた者の職氏名が明らかであり、いずれも審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。その余の部分についても、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり開示することとしている情報から推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び3号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番9

当該部分は、特定事業場から監督署に提出された是正報告書の記載の一部である。

当該部分のうち特定事業場の印影は、原処分において開示されている審査請求人の雇用契約書に押印された印影と同じものであり、その余の部分についても、原処分において開示されている情報又は諮問庁が諮問に当たり開示することとしている情報から推認できる内容であると認められる。このため、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記カと同様の理由により、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

ク 通番10

当該部分は、特定事業場から監督署に提出された特定年特定月の特定事業場の職員の出勤簿及び特定事業場の業務日誌（職員の派遣場所及び業務の内容を記録した文書）のうち審査請求人に係る部分であり、同人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

当該部分は、審査請求人自身の出勤状況、勤務場所及び業務内容の情報であり、同人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記イ（ア）と同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表2の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性

通番7は、特定事業場に対する是正勧告書の控えの「受領者職氏名」欄に記載された受領者の署名及び印影である。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得るとしても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び3号イ該当性

通番6は、特定監督署から特定事業場に対して交付された指導票の

控えの記載の一部である。

(ア) 通番 6 (下記 (イ) を除く。)

当該部分は、特定事業場に対する「指導事項」等の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等においてその権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 3 号イに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 6 ② b

当該部分は、「受領者職氏名」欄に記載された受領者の署名及び印影である。当該部分は、法 14 条 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、審査請求人が当該個人の氏名を知り得るとしても、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないことから、法 14 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 14 条 2 号に該当し、同条 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法 14 条 2 号、3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イ該当性

(ア) 通番 2

当該部分は、申告処理台帳の「処理経過」欄の記載の一部である。当該部分は、特定監督署が特定事業場から聴取した内容及び調査結果に基づく申告処理に係る監督官の対応方針であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなり、同機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号イに該当し、同条 2 号、3 号イ及びロ並びに 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 10

a 通番 10 (下記 b を除く。)

当該部分は、特定事業場の業務日誌（審査請求人に係る部分を除く。）の特定年特定月分である。当該部分には、日ごと及び特定事業場の事業実施場所ごとに、特定事業場から派遣された労働者の氏名、当日割り振った業務内容等が記載されており、特定事業場の業務管理上の情報であって、審査請求人が知り得るものであるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を侵害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号、3号ロ、5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 通番10②b

当該部分は、特定事業場から監督署に提出された特定事業場の職員の特定年特定月の出勤簿の記録のうち、審査請求人以外の職員に係る部分であり、行ごとに審査請求人以外の特定の個人の出勤状況が記録されている。

当該部分は、行ごとに審査請求人以外の特定の個人に関する情報であって、審査請求人を識別することができることとなる情報が含まれているものとは認められない。

諮問庁は、当該部分について、審査請求人を本人とする個人情報に該当するとした上で、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とすることが妥当であるとしているが、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないことから、不開示としたことは結論において妥当である。

エ 法14条3号イ該当性

通番9は、特定事業場から監督署に提出された是正報告書に記載された提出日並びに「違反条文」、「是正した年月日」及び「是正内容」の各欄の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記ウ（イ）aと同様の理由により、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ、5号及び7号イ該当性

通番3は、監督復命書の「違反法条項・指導事項・違反態様等」、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」及び「参考事項・意見」の各欄の記載の一部である。当該部分は、監督官が臨検監督を実施した結果及び調査結果に基づく労働基準監督機関としての処理方針であ

り、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記ウ（ア）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法14条3号イ、5号及び7号イ該当性

通番5は、監督復命書の「署長判決」欄の日付部分を除く部分及び「参考事項・意見」欄の記載の一部である。

当該部分には、監督官が臨検監督を実施した結果及び調査結果に基づく労働基準監督機関としての処理方針が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記ウ（ア）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 法14条3号ロ、5号及び7号イ該当性

通番8は、特定事業場に対する是正勧告書の控えの「是正期日」欄の記載である。当該部分は、監督官が臨検監督を実施した結果に基づく労働基準監督機関としての処理方針であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記ウ（ア）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号ロ及び5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 法14条5号及び7号イ該当性

通番1は、相談票の「処理状況・意見」欄に記載された本件労働相談に関する担当官の処理方針等に関する記載であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記ウ（ア）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表1の2欄に掲げる通番A及び別表2の2欄に掲げる通番10②b（以下「非該当部分」という。）は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当せず、不開示としたことは妥当又は結論において妥当であり、非該当部分及び別表2の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号イに該当すると認められるので、

同条 3 号口及び 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条 2 号、3 号イ及び口、5 号並びに 7 号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表1 保有個人情報該当性

1 文書番号及び文書名		2 諮問庁が保有個人情報非該当を主張する部分		3 保有個人情報該当性
		該当箇所	通番	
文書5	担当官が作成又は取得した文書	① 62頁「是正確認」欄 (表頭部分を除く。)	A	非該当
		② 63頁	B	該当
文書6	特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書	① 73頁	C	該当

別表2 不開示情報該当性

1 文書番号，文書名及び頁		2 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分等			3 2欄のうち開示すべき部分	
		該当箇所	法14条各号該当性等	通番		
文書1	相談票	1ないし4	① 2頁「<処理状況・意見>」欄1行目ないし3行目，左下不開示部分，「処理結果」欄不開示部分，4頁「<処理状況・意見>」欄3行目31文字目ないし4行目及び左下不開示部分，「処理結果」欄不開示部分（②を除く。）	5号，7号イ	1	2頁「<処理状況・意見>」欄1行目，2行目，左下不開示部分，「処理結果」欄，4頁「<処理状況・意見>」欄左下不開示部分（手書き部分を含む。），「処理結果」欄
			② 1頁「事業場に関する事項」，「相談の区分」及び「相談の内容」の各欄不開示部分，2頁「<処理状況・意見>」欄2行目及び3行目空欄部分，3頁「事業場に関する事項」，「相談の区分」及び「相談の内容」の各欄不開示部分，4頁「<処理状況・意見>」欄1行目1文字目ないし3行目30文字目及び5行目ないし11行目（2行目ないし11行目の空欄部分を含む。）	新たに開示	—	—
2	申告処理台帳及	5ないし10	① 5頁「完結区分」欄，7頁「処理方法」欄8枠目不開示部分，「処理経過」欄29行目ないし32行目，8頁「処理経過」欄1行目ないし4行目，9頁「処理経過」欄3行目ない	2号，3号イ及び口，5号，7号イ	2	（1）7頁「処理方法」欄8枠目，「処理経過」欄29行目，30行目6文字目ないし32行目9文字目，16文字目ないし最終文字，8頁「処理経過」欄1行目，2行

び 続 紙	し7行目3文字目, 15文字目ないし27文字目, 9行目ないし18行目, 20行目ないし32行目, 10頁「処理経過」欄1行目, 5行目25文字目ないし7行目, 8行目ないし11行目, 13行目27文字目ないし14行目13文字目, 28行目		目, 9頁「処理経過」欄3行目 (2) 5頁「完結区分」欄, 8頁「処理経過」欄3行目6文字目ないし36文字目, 9頁「処理経過」欄4行目, 5行目, 7行目15文字目ないし27文字目, 9行目ないし13行目7文字目, 28文字目ないし14行目, 17行目ないし18行目2文字目, 22行目ないし23行目27文字目, 24行目28文字目ないし25行目20文字目, 26行目2文字目ないし31行目, 10頁「処理経過」欄5行目25文字目ないし7行目, 9行目38文字目ないし10行目11文字目, 15文字目ないし11行目, 28行目
	② 5頁「違反条文」欄, 7頁「処理経過」欄29行目, 30行目及び32行目の空欄部分, 8頁「処理経過」欄2行目及び4行目の空欄部分, 9頁「処理方法」欄1枠目不開示部分, 「処理経過」欄1行目及び2行目全て, 3行目及び5行目の空欄部分, 7行目4文字目ないし14文字目, 28文字目ないし8行目, 14行目及び16行目の空	新たに開示	—

		欄部分，19行目全て，21行目，26行目及び31行目の空欄部分，「措置」欄1枠目，10頁「処理経過」欄1行目及び2行目の空欄部分，3行目ないし5行目24文字目，7行目及び11行目の空欄部分，12行目ないし13行目26文字目，14行目14文字目ないし15行目，15行目空欄部分				
4	監督復命書	60, 61	① 60頁「No.」欄及び「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄の各4枠目，「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄1枠目ないし4枠目，61頁「参考事項・意見」欄2行目1文字目ないし35文字目，4行目1文字目ないし7行目最終文字	3号イ，5号，7号イ	3	61頁「参考事項・意見」欄5行目36文字目ないし6行目9文字目，14文字目ないし7行目
			② 60頁「面接者職氏名」欄	2号	4	全て
			③ 60頁「署長判決」欄，61頁「参考事項・意見」欄8行目	3号イ，5号，7号イ	5	60頁「署長判決」欄日付部分
			④ 60頁「完結区分」欄，「外国人労働者区分」欄不開示部分，「労働組合」欄，「週所定労働時間」欄，「最も賃金の低い者の額」欄，「参考事項・意見」欄3行目ないし5行目，「No.」欄1枠目ないし3枠目，5枠目ないし7枠目，「違反法条項・指	新たに開示	—	—

			導事項・違反態様等」欄 1 枠目ないし 3 枠目, 5 枠目 ないし 7 枠目, 「是正期 日・改善期日(命令の期日 を含む)」欄 5 枠目ないし 7 枠目, 「確認までの間」 欄, 「備考 1」欄, 「備考 2」欄, 「別添」欄, 「別 添」欄下部の不開示部分, 6 1 頁「参考事項・意見」 欄空欄部分, 1 行目, 2 行 目 3 6 文字目ないし 3 行目 最終文字, 頁下部欄外不開 示部分			
5	担 当 官 が 作 成 又 は 取 得 し た 文 書	6 2, 6 3	② a 6 3 頁 (b を 除 く。) ② b 6 3 頁受領者職氏名 及び印影部分	2 号, 3 号イ	6	全て(上部枠内最終行手 書き部分, 「指導事項」 欄手書き部分 4 行目及び 5 行目並びに「受領者職 氏名」欄の受領者氏名及 び印影を除く。)
			③ 6 2 頁「受領者職氏 名」欄不開示部分	2 号	7	受領者の職名
			④ 6 2 頁「是正期日」欄 1 枠目, 7 枠目, 1 1 枠目	3 号口, 5 号, 7 号イ	8	—
			⑤ 6 2 頁「是正確認」欄 の表頭部分, 「法条項等」 欄, 「違反事項」欄, 「是 正期日」欄 2 枠目ないし 6 枠目, 8 枠目ないし 1 0 枠 目, 1 2 枠目ないし 1 8 枠 目, 「受領年月日受領者職 氏名」欄右の枚数記載部分	新たに開 示	—	—
6	特 定 事 業	6 4 ない し 7 3	① 7 3 頁	3 号イ	9	全て(上から 2 行目の月 日手書き部分並びに記の 表「違反条文等」欄 3 枠 目, 「是正した年月日」

場 から 特定 労働 基準 監督 署に 提出 され た文 書				欄全て及び「是正内容」欄3枠目を除く。）
	② a 64頁ないし72頁 不開示部分（bを除く。） ② b 64頁（標題，表頭 及び審査請求人に係る行を 除く。）	2号，3 号イ及び ロ，5 号，7号 イ	10	64頁の審査請求人に係 る行上下段，65頁左か ら1列目6枠目，2列目 6枠目2行目，5列目6 枠目，66頁左から1列 目3枠目，2列目3枠目 2行目，5列目3枠目， 67頁左から1列目2枠 目，5列目3枠目，68 頁左から5列目3枠目， 7列目3枠目1行目，6 9頁左から1列目2枠 目，5列目4枠目，70 頁左から1列目4枠目， 5列目4枠目，71頁左 から1列目2枠目，枠外 下5文字目，6文字目， 72頁枠外下1文字目， 7文字目ないし最終文字

（注1）該当箇所の表記方法について，一部当審査会事務局において整理した。

（注2）文書5①は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当せず，また，
文書3（審査請求人から特定労働基準監督署に提出された文書）は原処
分における不開示部分を含まないことから，記載を省略した。

（注3）文書4①の「法14条各号該当性等」欄に諮問庁による誤記があった
ため訂正した。